

択一式解答

平成25年8月26日 10:00現在

科目名	問1	問2	問3	問4	問5	問6	問7	問8	問9	問10
労働基準法 労働安全衛生法	A	B	B	B	A	E	E	C	D	E
労災保険法 (徴収法含む)	B	C	B	C	D	E	B	D	A	D
雇用保険法 (徴収法含む)	A	E	C	C	B	C	D	B	A	B
労働及び社会保険に 関する一般常識	D	C	B	A	D	A	C	C	D	C
健康保険法	C	D	B	D	C	C	E	A	A	C
厚生年金保険法	E	C	A	B	E	E	D	A	D	B
国民年金法	D	E	E	D	B	E	C	B※	C	A

※国民年金法問8に関しては、以下の理由により、8月25日 14:30時点から正解肢を変更することとした。

- B 設問の「現在」においては、任意加入被保険者期間の保険料の納め忘れについても後納制度を利用することにより保険料を納付することができる。よって設問は正しい。
- E 設問の条件では、60歳以降引き続き国民年金に任意加入できる期間を65歳までとすることは不可能であり、最長で65歳まで引き続き国民年金基金に加入することはできない。よって設問は誤り。